

### 3.1 審査庁の調査権限(審査庁関係)

- ①**論 点**：審査庁の調査権限に関する規定がなく、審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になる場合や、「現時点で棄却すべきでない」旨の答申がなされた場合に、対応が困難であるため、審査庁の調査権限を認めるか、一定の場合には審理員を再指名することができるようにしてはどうか。
- ②**結 論**：法令改正の要否を含めて検討する必要がある。
- ③**方向性**：平成26年改正の趣旨を踏まえつつ、法令改正を含めて審査庁の調査権限について検討すべきではないか。
- ④**個別意見**：審査庁には当然調査権限があるとも考えるのではないかと、という意見もあった。

#### <対応方針>

- ・審査庁は、審理員意見書及び審査会の答申を踏まえた裁決を行うに当たり、当然に必要な調査を行うことができるものと解される。
- ・審理員の再指名については、審理員意見書の提出前においては、除斥事由に該当する場合など限定的な場合に行うことが適当であり、行審法が想定しているところではない。審理員意見書の提出後、「現時点で棄却すべきでない」といったように、審理をやり直すべき旨の審査会の答申が出されることは、行審法の想定しているところではないものの、審査庁において調査の上、対応するものである。
  - ※仮に審理員の再指名を行うことができるという解釈とすると、審査庁にとって不都合な意見書を出そうとしている審理員を、審査庁の判断によって交替させるなどの不適切な運用も懸念される。
- ・なお、最初の審理の段階で審理員による十分な審理が行われていないことが要因である場合には、「5. 10審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上（体制整備関連）」において対応する。

### 3.2 調査結果の書面化の義務付け等(行審法33-36、74条関連)

①**論点**:口頭意見陳述の結果や審理員又は審査会による調査の結果の書面化に関する規定がないことから、どのような場合にどの程度の書面化をすべきか、また、書面化した結果について職権により閲覧・謄写を認めることや当事者に職権交付することが許されるか、明確にしてはどうか。

特に、職権調査事項については恣意的な運用がなされる懸念があることから、職権調査の結果の書面化と当事者への職権交付を義務付けるべきではないか。(土業団体からの提案あり。)

②**結論**:運用改善について検討する必要がある。

③**方向性**:マニュアル等において、いかなる場合に書面化をし、当事者に通知して職権による閲覧・謄写を認めるべきか又は職権により交付すべきかについて、基準を示してはどうか。また、調査結果の義務付けについては、一律に書面化を義務付ける必要まではないと考えられるが、恣意的な運用がなされる懸念が示されており、公正性に深く関わる論点であることから、本会において対応の要否を含めて検討されたい。

④**個別意見**:職権調査事項の書面化については、簡易迅速性の確保と審査請求人の利益を勘案して慎重に検討する必要がある、という意見もあった。

#### 補足説明

口頭意見陳述や審理員又は審査会による調査の結果が審理員意見書や答申の判断の基礎となっている場合、その内容が書面化されていなければ、審査会や審査庁において当該判断の当否について検証することができないため、判断の基礎となる内容については、書面化した上で、審査会や審査庁に送付すべきではないか(論点5.7も参照)。

また、書面化したもののうち、特に重要と認められるものについては、不意打ち防止の観点から、当事者に職権で交付し、当該結果について意見を述べる機会を保障すべきではないか(論点3.5も参照)。(田中 良弘)

#### <対応方針>

・調査結果の全てについて書面化することは、審理の迅速性との関係で支障が生じるとともに、制度として義務付けることは、運用上、柔軟に対応することが必要な場合に支障が生じる恐れがある。

- ・したがって、報告書の方向性を是とし、審理員意見書、答申書及び裁決の判断の基礎となる内容に係る書面化及び職権交付の在り方について、不意打ちとならないような運用となるよう、マニュアル等で記載することとしてはどうか。

(参考)

○行政不服審査法

(弁明書の提出)

第二十九条

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者(以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 略

(証拠書類等の提出)

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 略

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定要求)

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

- 2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2～6 略

(意見の陳述)

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 略

(主張書面等の提出)

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳

述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2～5 略

### 3.3 第三者に対する物件提出等の義務付け(行審法33、74条関連)

- ①**論 点**: 第三者に物件の提出等を求めても、「根拠がないため本人の同意がないと提出できない」として提出を拒まれるケースがあることから、提出を義務付けてはどうか。
- ②**結 論**: 本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③**理 由**: 他の行政調査との整合性や訴訟手続との関係も問題となるため、5年後見直しの範囲を超えると考えられるが、複数の団体から要請があったことから、本会において対応の要否を含めて慎重に検討されたい。

#### <対応方針>

・平成26年法改正の際の整理としては、審査請求人や審査請求の当事者ではない審理の第三者である所持人に提出義務を課すまでは重すぎると考えられるため、積極的な協力を期待し、「求めることができる」ととどめられたものの。

・仮に、行政機関や独立行政法人等から、個人情報の取扱いの点で提出を拒まれるような場合には、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法上※、本人の同意や相当の理由があるときには、目的外に提供できる規定もあることから、第三者からの提出を促進できるよう、マニュアル等に記載することとする。

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による改正後の個人情報保護法(地方公共団体も対象)においても同様の規定あり。

(参考)

○行政不服審査法

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(審査会の調査権限)

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 略

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 略

### 3.4 審理員による争点整理等(行審法37条関連)

- ①論 点：審理員の争点整理や難解な争点に対する判断が不十分であり、審理員が法律専門家等に照会できる制度を導入してはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、処分の要件充足性の判断や事実認定に関する審理の在り方について記載してはどうか。
- ④個別意見：体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

#### <議論のポイント>

- ・審理員審理の質の向上に係る論点であることから、「5. 10審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)」とも関連する。

(参考)

○行政不服審査法

(審理手続の計画的遂行)

第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜<sup>そう</sup>しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2・3 略



### 3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写(行審法38、78条関連)

- ①論 点：口頭意見陳述や職権調査の結果については、閲覧・謄写に関する規定がないが、審理員や審査会に提出された書類や資料等と同様に閲覧・謄写を認めるべきではないか。(土業団体からの提案あり。)(附帯決議事項)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、口頭意見陳述や職権調査事項の結果について、申立人に通知した上で希望があった場合には職権による閲覧・謄写を認め、また、審理員や審査会が特に重要と判断するものについては職権で交付する、などの対応を記載してはどうか。
- ④個別意見：法令改正を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。

#### <議論のポイント>

- ・「3. 2 調査結果の書面化の義務付け等(行審法 33-36、74 条関連)」と同趣旨の論点である。

(参考)

- 行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年五月二十日衆議院総務委員会)
  - 四 審理手続における審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄写について、審理の簡易迅速性の要請も踏まえつつ検討を行うこと。
- 行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年六月五日参議院総務委員会)
  - 四、証拠書類の閲覧・謄写については、審理手続における審査請求人の権利の拡充や透明性の向上を踏まえ、適切な主張・立証ができるよう、審理関係人又は参考人の陳述内容が記載された文書の閲覧、謄写等について、今後とも検討すること。
- 行政不服審査法  
(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)  
第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録され

- た事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - 3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
  - 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
  - 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
  - 6 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。)に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(提出資料の閲覧等)

- 第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - 3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
  - 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
  - 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

### 3.6 職権による提出書類等の交付(行審法38、78条関連)

- ①**論 点**：提出書類等を職権で送付できる旨の明文規定がなく、明確化してはどうか。(一部の地方公共団体からは、職権による送付は手数料条例の潜脱になるおそれがあるのではないかと、という意見も寄せられている。)(附帯決議事項)
- ②**結 論**：運用改善について検討する必要がある。
- ③**方向性**：マニュアル等に、職権による交付が許容される旨を明記してはどうか(現行のマニュアルは、職権による交付等が「一律に排除されるものではない」と記載)。また、手数料条例との関係について、審理員や審査会が公正な審理・審査の観点から特に必要と認めて職権で交付することは、閲覧・謄写について手数料を定めることと抵触しないことを記載してはどうか。
- ④**その他**：法令改正による明文化を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。

#### <対応方針>

- ・平成26年法改正の際、提出書類等の交付を受ける場合に手数料を納付することとしたのは、審査庁において相応の負担を要することや、情報公開法制と異なり無料で写し等の交付が受けられることとなると、写し等の交付を受けることを実質的な目的として不服申立てがされるなど、手続が濫用されるおそれも否定できないことから、規定を設けたもの。
- ・「3. 2 調査結果の書面化の義務付け等(行審法33-36、74条関連)」と同趣旨の論点であるため、同論点の検討を踏まえて対応してはどうか。

(参考)

#### ○行政不服審査法

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、記録され

- た事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - 3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
  - 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
  - 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
  - 6 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。)に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(提出資料の閲覧等)

- 第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - 3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
  - 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
  - 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

### 3.7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化(行審法42、50、79条関連)

- ①論 点：審理員意見書や答申書、裁決書において、処分の要件充足性についての判断が記載されていない事例や、処分庁が主張している一事をもって事実認定をしている事例があることから、審理員意見書や裁決書にこれらの記載を義務付けてはどうか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、審査請求人の主張に関わらず処分の要件充足性については審理した上で判断を審理員意見書や答申書、裁決書に記載すべきことや、事実認定にあたっては主張と証拠を区別すべきこと及び判断の前提となる重要な事実認定の根拠となった証拠書類については審理員意見書や答申書、裁決書に明記すべきことを記載してはどうか。
- ④個別意見：審理員や審査会、審査庁の質の確保や能力の向上という体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

#### 補足説明

客観的に処分の要件充足性が認められるとしても、裁決書や答申書、審理員意見書に、①いかなる事実関係に基づき当該処分が要件を充足していると判断したのか、及び②当該事実関係をいかなる証拠から認定したのかが記載されていなければ、手続の公正性に疑いを抱かれるおそれがある。

また、「処分が違法に行われたと認めるに足りる証拠はない」などと記載している裁決書等も見受けられるが、弁論主義が適用される訴訟と異なり、審査請求手続においては、処分の違法性についての立証責任が審査請求人にあるかのような記載は妥当とはいえないのではないか。(田中 良弘)

#### <議論のポイント>

- ・ 審理員意見書、答申書・裁決書の質の向上に係る論点であることから、「5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)」とも関連する。

(参考)

○行政不服審査法

(審理員意見書)

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

（裁決の方式）

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。

（答申書の送付等）

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

### 3.8 裁決書の審査会への送付(行審法51条関連)

- ①論 点：裁決が公表されておらず審査会に対して送付もされないことから、答申の結果がどうなったのか審査会が知ることができず、公正性が検証できないことから、審査会に対する裁決の送付を義務付けてはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：公正性の担保や審査会の経験・ノウハウの蓄積の観点から、裁決書を審査会に対して職権で送付するようマニュアル等に記載してはどうか。
- ④個別意見：法令改正により裁決書の送付先に審査会を追加することを検討してもよいのではないか、という意見もあった。

#### <対応方針>

- ・行政不服審査会等は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、審査庁の諮問機関として設けられたもの。
- ・行政不服審査会等の機能を踏まえれば、行審法上、答申に係る裁決の結果について、必ずしも審査会に送付を義務付ける必要はないと考えられる。なお、裁決の内容については、各審査庁において、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」に掲載し、公表されることが望ましく、「5.9 データベースの充実化(体制整備関連)」の検討を踏まえ、公表を推進していくこととする。

(参考)

#### ○行政不服審査法

(裁決の効力発生)

第五十一条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の手相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始め

た日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

- 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（公表）

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。



### 3.9 審査会の調査対象に処分庁を明記(行審法74条関連)

- ①論 点：行審法74条所定の「審査関係人」に処分庁は含まれないが、審査会による調査の多くは処分庁に対するものであることから、調査対象として処分庁を明記すべきではないか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：行審法74条所定の「相当と認める者」に処分庁が含まれることから対応が必要とはいえないが、このような提案がなされていることを論点として本会に伝える必要がある。

#### <対応方針>

- ・行政不服審査会等においては、審理員による審理手続など、審査庁がこのような判断に至るまでの過程の適正性を含め、審査庁の判断の妥当性について調査審議を行うことになるため、審査関係人（審査請求人、参加人及び審査庁）に対する調査を想定し、これらが明記されているものである。
- ・処分庁についても、「相当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査」として、資料の作成及び提出を求めると等が可能であることから、上記の趣旨も踏まえれば、特段の明記は不要と考える。

(参考)

#### ○行政不服審査法

(審査会の調査権限)

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めると、相当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

### 3.10 答申書への職権調査事項の記載の義務付け等(行審法78条関連)

- ①**論 点**: 審査会において適正な調査審議が行われたのかが答申書の記載からは明らかでない事例があることから、公正性を担保するため、調査審議の有無と内容について答申書に記載することを義務付けてはどうか。(士業団体からの提案あり。)
- ②**結 論**: 運用改善について検討する必要がある。
- ③**方向性**: マニュアル等に、審査会における職権調査の有無及び内容を明記するよう記載してはどうか。
- ④**個別意見**: 審査会の質の確保や能力の向上という体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

#### <対応方針>

・答申書の質の向上に係る論点であることから、「5. 10審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上（体制整備関連）」において対応することとしてはどうか。

(参考)

○行政不服審査法

(答申書の送付等)

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

### 3.11 裁決の公表の義務付け等(行審法85条関連)

- ①論 点：裁決の公表をしていない団体が多く、公正性が確保できているか検証できないため、裁決についても公表を義務付けるべきではないか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等に、できる限り総務省の裁決・答申データベースに掲載するなどして裁決を公表することが望ましいことを記載して公表を促してはどうか。
- ④個別意見：法令改正により公表を義務付けることを検討してもよいのではないか、という意見もあった。

#### 補足説明

行政運営における透明性の向上という観点から、行審法 85 条にいう「裁決等をする権限を有する行政庁」のうち、過渡的措置として、国が審査庁となるものについては、プライバシー情報等に配慮した上で、「裁決等の内容」のうち裁決に限り裁決そのものの公表を義務付けることとしてはどうか。

(折橋 洋介)

#### <議論のポイント>

- ・不服申立ての対象となる行政庁には、国の行政機関のほか、民間団体や地方公共団体等、多様な機関が含まれ、その実情も様々であることや、裁決等の内容の公表についての事務負担等に鑑み、努力義務にとどめている。

※また、裁決そのものではなく、「裁決内容」について公表を行うこととされている。

- ・公表する上で、支障となる事例の把握などを行い、「5.9 データベースの充実化(体制整備関連)」と併せて検討してはどうか。

(参考)

○行政不服審査法

(公表)

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

### 3.12 審査庁に対する事案に関する情報提供の義務付け等(処分庁関連)

- ①**論 点**：審査請求後に、処分庁が原処分を職権で取り消したり、実質的に原処分の取消に相当する新たな処分をしたりしたにもかかわらず、当該事実を審査庁に知らせないため、不適切な処理がなされるケースがあることから、審査庁に対する情報提供義務を処分庁に課すべきではないか。
- ②**結 論**：運用改善について検討する必要がある。
- ③**方向性**：マニュアル等に、処分庁は審査請求後の事情変更について審査庁に情報提供をすることを記載するとともに、弁明書の提出を求める際にその旨を処分庁に伝えることを推奨してはどうか。

#### <対応方針>

- ・報告書の方向性を是として、マニュアル等に記載する。